

小松市旅客運送事業者等支援金

＜福祉施設等（保育所，認定こども園，幼稚園）の皆様＞
原油価格高騰の影響を受けている市内の福祉施設等（保育所，認定こども園，幼稚園）の利用者送迎用車両の燃料費の一部を支援します

対象者

小松市内の福祉施設等（保育所，認定こども園，幼稚園）

支援金額

申請日時点において，利用者の輸送または送迎の用途で使用する事業用車両（通園，園外保育で利用しているマイクロバス，ワゴン等）に対し，下記自動車区分に基づき，支援金を交付します

※車検証にて規格・仕様をご確認ください

車検証上の自動車の種別が「小型」の場合は，車両総重量をご確認ください

| 区分 | 規格・仕様 | 支援金額 |
|--------|---|-------|
| 大型自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量11トン以上 ・最大積載量6.5トン以上 ・乗車定員30人以上 <p>※上記のいずれかに該当する4輪自動車（大型特殊自動車，小型特殊自動車は除く）</p> | 5万円/台 |
| 中型自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量7.5トン以上11トン未満 ・最大積載量4.5トン以上6.5トン未満 ・乗車定員11人以上29人以下 <p>※上記のいずれかに該当する4輪自動車</p> | 4万円/台 |
| 準中型自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以上7.5トン未満 ・最大積載量2トン以上4.5トン未満 <p>※上記のいずれかに該当する4輪自動車</p> | 3万円/台 |
| 普通自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型，準中型，中型自動車のいずれにも該当しない4輪自動車 | 2万円/台 |
| 軽自動車 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車のうち，長さ3.4m以下，幅1.48m以下，高さ2.0m以下，排気量660cc以下以下のすべてに該当する自動車 | 1万円/台 |

※申請方法については，次のページをご確認ください

申請期間

令和7年4月14日(月)～令和7年8月29日(金)

対象施設

※次のア～ウのいずれかに該当する施設

- ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号,以下で法と示す。)第3条第1項の認定を受けた施設を含む。)
- イ 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園(法第3条第1項の認定を受けた施設を含む。)

申請方法

①～③のすべての書類をご準備いただき,下記提出先へご提出ください(①,②は市ホームページよりダウンロードください)
※必ず園単位で申請してください

【提出書類】

①小松市旅客運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書兼誓約書(様式第2号)

※法人名,事業所名欄には園名を忘れずに記載ください

②交付対象車両の一覧表(別紙様式)

※法人名,事業所名欄には園名を忘れずに記載ください

▼小松市ホームページ

③交付対象車両の車検証の写し



※支援金の申請を希望される方は,本チラシに加え,小松市ホームページにて,詳細を必ず確認の上,申請ください

【お問合せ先・申請書提出先】

小松市経済環境部商工労働課 小松市役所2F

〒923-8560 小松市小馬出町91番地

TEL : 0761-24-8074 Mail : syoukou@city.komatsu.lg.jp